

OKB証券「証券取引約款・規定集」一部改定のお知らせ

OKB証券は、2024年1月から「証券取引約款・規定集」を一部改定いたします。新旧対照表（下線部分を変更）は次のとおりです。

第1章 総合取引約款	
新（改定後）	旧（改定前）
第1節総合取引 第1条（約款の趣旨）（条文略） 第2条（総合取引の利用） （1）お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、及びサービスをご利用いただけます。 ① 第1章に定める総合取引 ② 第2章に定める保護預り取引 ③ 第3章に定める振替決済口座の取引 ④ 第4章に定める外国証券取引 ⑤ 第5章に定める国内外貨建債券取引 ⑥ 第6章に定める外国為替取引 ⑦ 第7章に定める投資信託受益権の自動けいぞく（累積）投資取引 ⑧ 第8章に定める＜OKB証券＞投資信託定時定額購入サービス ⑨ 第9章に定める特定口座取引 ⑩ 第10章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任 ⑪ 第11章に定める特定管理口座取引 ⑫ 第12章に定める非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資取引 （削除） ⑬ 第14章に定める＜OKB証券＞オンライントレード、情報提供サービス、電子交付サービス ⑭ 第15章に定める即時入出金サービス ⑮ 第16章に定める大垣共立銀行が仲介する取引に関する取扱い	同左 第2条（総合取引の利用） （1）お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、及びサービスをご利用いただけます。 ① 第1章に定める総合取引 ② 第2章に定める保護預り取引 ③ 第3章に定める振替決済口座の取引 ④ 第4章に定める外国証券取引 ⑤ 第5章に定める国内外貨建債券取引 ⑥ 第6章に定める外国為替取引 ⑦ 第7章に定める投資信託受益権の自動けいぞく（累積）投資取引 ⑧ 第8章に定める＜OKB証券＞投資信託定時定額購入サービス ⑨ 第9章に定める特定口座取引 ⑩ 第10章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任 ⑪ 第11章に定める特定管理口座取引 ⑫ 第12章に定める非課税上場株式等及び非課税累積投資取引 ⑬ 第13章に定める未成年者口座及び課税未成年者口座取引 ⑭ 第14章に定める＜OKB証券＞オンライントレード、情報提供サービス、電子交付サービス ⑮ 第15章に定める即時入出金サービス ⑯ 第16章に定める大垣共立銀行が仲介する取引に関する取扱い

新（改定後）	旧（改定前）
<p>(2) なお、上記（1）⑨から⑫は個人のお客さまを対象としています。このうち⑨から⑪の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。⑫の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。</p> <p>(3) 上記（1）に掲げる各取引等の意義は、以下に定めるところによります。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(2) なお、上記（1）⑨から⑬は個人のお客さまを対象としています。このうち⑨から⑪の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。⑫の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後に、また⑬の取引については、未成年者口座及び課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。</p> <p>(3) 同左</p> <p>同左</p>

第7章 投資信託受益権の自動けいぞく（累積）投資約款

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第1条（約款の趣旨）～第5条（受益権の管理） （条文略）</p> <p>第6条（果実等の再投資）</p> <p>(1) 累積投資に係る投資信託の受益権の収益分配金は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、これをお客さまの当該累積投資口に繰入れてお預りし、お客さまから買付の申込みがあったものとして第4条に準じた買付を行います。</p> <p>(2) <u>第12章</u>に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資に係る投資信託の収益分配金による再投資は、非課税の特例の適用を受ける買付は行いません。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>同左</p> <p>第6条（果実等の再投資）</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>第12章及び第13章</u>に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けている累積投資に係る投資信託の収益分配金による再投資は、非課税の特例の適用を受ける買付は行いません。</p> <p>同左</p>

第8章 <OKB証券>投資信託定額購入サービス取扱約款

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第1条（約款の趣旨）～第9条（買付銘柄の選定）（条文略）</p> <p>第10条（非課税口座に係る非課税の特例の適用）</p> <p>（1）お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第12章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。なお、上記買付に係る非課税の特例の適用については、非課税口座に設定された勘定の種類に応じ、<u>第12章第6条（1）①または同章第7条（1）①</u>に定める限度額の範囲内で行われます。</p> <p>（2）上記（1）の限度額を超える買付は行いません。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>同左</p> <p>第10条（非課税口座に係る非課税の特例の適用）</p> <p>（1）お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第12章及び第13章に定める非課税口座に係る非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。なお、上記買付に係る非課税の特例の適用については、非課税口座に設定された勘定の種類に応じ、<u>第12章第7条（1）①、同章第8条（1）①または第13章第5条（1）①</u>に定める限度額の範囲内で行われます。</p> <p>（2）上記（1）の限度額を超える買付が行われる場合、取得する受益権のうち当該超過金額分に対応する数量を、次の各号に応じて取扱います。</p> <p>① <u>お客さまが当社に特定口座を開設している場合</u> <u>特定口座への受入れ</u></p> <p>② <u>上記①に掲げる以外の場合</u> <u>一般口座への受入れ</u></p> <p>同左</p>

第 1 1 章 特定管理口座約款

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>第 1 条 (約款の趣旨) ~ 第 2 条 (特定管理口座の開設) (条文略)</p> <p>第 3 条 (特定管理口座における保管の委託等)</p> <p>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託 (以下「保管の委託等」といいます。) は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p>ただし、<u>第 1 2 章</u>に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管はできません。</p> <p>① 金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に移管されたもの</p> <p>② 金融商品取引業協会の定める規則に基づき、店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に移管されたもの</p> <p>(以下、略)</p>	<p>同左</p> <p>第 3 条 (特定管理口座における保管の委託等)</p> <p>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託 (以下「保管の委託等」といいます。) は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p>ただし、<u>第 1 2 章</u>または<u>第 1 3 章</u>に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管はできません。</p> <p>① 金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に移管されたもの</p> <p>② 金融商品取引業協会の定める規則に基づき、店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に移管されたもの</p> <p>(以下、略)</p>

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

旧（改定前）

< 章題 >

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

< 章題 >

非課税上場株式等及び非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨） （条文略）

同左

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

（1）お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

（1）お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定また

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

旧（改定前）

勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

(2)～(3) (条文略)

(4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の①または②に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

(5) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付

は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

(2)～(3) 同左

(4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

(5) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)

旧 (改定前)

します。

第3条 (特定累積投資勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年 (以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日 (特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第4条 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第3条 (非課税管理勘定の設定) →改定後の第4条へ

第4条 (累積投資勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年 (非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日 (累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第3条 (非課税管理勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等 (租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

旧（改定前）

第5条（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定における処理）

特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第6条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる

2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第5条（非課税口座の開設） → **改定後の第11条へ**

第6条（非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理）

(1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

(2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第7条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） → **改定後の7条へ**

第8条（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる

第 1 2 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)

旧 (改定前)

上場株式等 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等 (公社債投資信託以外の証券投資信託) に係る委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。

① 第 3 条 (2) に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 120 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額 (特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。) の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

(2) 上記 (1) にかかわらず、当社が定めるところにより、特定累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。

第 7 条 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定において

上場株式等 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等 (公社債投資信託以外の証券投資信託) に係る委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの (以下、「累積投資上場株式等」といいます。)) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。

① 第 4 条 (2) に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 40 万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

(2) 上記 (1) にかかわらず、当社が定めるところにより、累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。

第 7 条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、

第 1 2 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)

旧 (改定前)

は、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び (2) に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

イ. 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額 (特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。) の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条

次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第 3 条 (2) に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。) の合計額が 120 万円 (②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ. 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座 (租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。) 当社の営業所に開設された未成年者口座 (租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。))

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

旧（改定前）

第12項各号に規定する上場株式等

(2) 特定非課税管理勘定には、次の①～③に定める上場株式等を受け入れることができません。

- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に

- に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

旧（改定前）

類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

(3) 上記(1)(2)にかかわらず、当社が定めるところにより、特定非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。

(削除)

第8条（譲渡の方法）

特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が定めるところにより、特定非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。

第9条（非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れる配当等の範囲等）

→ 改定後に該当条文なし

(1) 非課税管理勘定または累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れないものがあります。

第10条（譲渡の方法）

(1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法に

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)

旧 (改定前)

第9条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

(1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への

より行います。

第11条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

(1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（削除）

旧（改定前）

払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第12条（非課税管理勘定終了時の取扱い） → **改定後に該当条文なし**

（1）本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条（5）または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

（2）上記（1）の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の①から③に掲げる場合に依り、当該①から③に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第7条（1）②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管

第 1 2 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)

旧 (改定前)

(削除)

第 10 条 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条 (1) の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。) に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の①及び②に掲げる場合の区分に応じて当該①及び②に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定

③ 上記①及び②に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第 13 条 (累積投資勘定終了時の取扱い) → **改定後に該当条文なし**

(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第 2 条 (5) または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

(2) 上記 (1) の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の①及び②に掲げる場合に依り、当該①及び②に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

第 14 条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条 (1) の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。) に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の①及び②に掲げる場合の区分に応じて当該①及び②に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)

旧 (改定前)

を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 上記(1)の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(上記(1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。

ただし、同日以後、上記(1)①及び②のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 上記(1)の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(上記(1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。

ただし、同日以後、上記(1)①及び②のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新（改定後）

旧（改定前）

（削除）

第15条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

→ **改定後に該当条文なし**

- （1）お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- （2）お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。
- （3）2024年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第11条（非課税口座の開設）

第5条（非課税口座の開設）

- （1）当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
- （2）2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場

当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定又は累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第12章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p><u>株式の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u></p> <p>第12条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) お客さまが<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式 (金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF (上場証券投資信託)、上場REIT (不動産投資信託) 及び上場JDR (日本版預託証券) を含みます。) について支払われる配当金及び分配金 (以下「配当金等」といいます。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>第13条 (非課税口座取引である旨の明示) (条文略)</p> <p>第14条 (契約の解除) (条文略)</p>	<p>第16条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) お客さまが<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式 (金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF (上場証券投資信託)、上場REIT (不動産投資信託) 及び上場JDR (日本版預託証券) を含みます。) について支払われる配当金及び分配金 (以下「配当金等」といいます。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>第17条 (非課税口座取引である旨の明示) 同左</p> <p>第18条 (契約の解除) 同左</p>

第13章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (欠章)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第1節 総則 ~ 第6節 その他の通則</p>